

高齢者虐待防止のための指針

099訪問看護ステーション
099訪問看護ステーション所沢

1. 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性がきわめて高く、虐待の防止の為に必要な処置を講じなければならない。本事業所では利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

2. 虐待の定義

1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。

2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。

【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。

4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。

5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

・研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及

・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、電磁的記録等により記録し保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1) 虐待等が発生した場合は速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
- 2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
- 3) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- 1) 利用者・利用者家族・職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、管理者とする。
- 2) 事業所内で虐待が疑われる場合は管理者に報告し、速やかな解決に繋げるよう努める。
- 3) 自宅内等における高齢者虐待は外部から把握しにくい事が特徴である事を認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、管理者及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- 4) 自宅内等において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。
- 5) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- 3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8. 利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について

利用者がいつでも本指針を閲覧できるようHPIに掲示する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

付則 この指針は令和 6 年 3 月 1 日より施行する